## 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

難に陥り、 低下を引き起こしている。また、サービス事業所も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、経営 導入は、障がい者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で、生活水準の が収まらない状況にある。 二〇〇六年四月から施行された障害者自立支援法により、障がい者福祉の現場は未だに混乱 職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖など、福祉サービスの低下や縮小が深刻化してい 特に、障がい者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担(定率一割)の

措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに、障がい児のいる世帯への軽減策などを上乗せしてい る。これらについては、一定の評価をするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。 政府は、障害者自立支援法に関連し、二〇〇八年度までの特別対策として、 利用者負担の軽減

無理があり、抜本的な改正を免れないということである。 経ずに、特別対策の継続と上乗せが必要となる事態は、障害者自立支援法そのものの制度設計に そもそも、法施行から一年も経ずに、特別対策が必要となる事態に追い込まれ、さらに二年を

- 障がい者の自立と社会参加を求める立場から、国会及び政府におかれては、次の処置を講ずるよ 月、日本は同条約に署名を行っている。世界の潮流に鑑み、真に障がい者に対する差別を撤廃し、 う強く求める。 二〇〇六年十二月に国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、二〇〇七年九
- 利用者負担は応益(定率)負担ではなく、 負担できる能力に応じた応能負担を原則とするこ
- 以前の収入を保障すること 指定障がい福祉サービス事業者等に対する報酬を月割制へ戻し、 概ね障害者自立支援法施行
- 充策を進めること 障がい者が地域で人間らしく生きていけるように、 社会基盤整備について立法措置を含めた拡

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。 また、自治体が支給決定したサービスや地域生活支援事業について、 財源保障を行うこと

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 冏 部 英

参 長 江 河 添生田野 太 五郎 月 殿殿殿

内 厚 生 総 労 働 理 大 臣 臣 麻 舛 要